

長崎市公の施設の指定管理者制度に関する指針

令和5年8月30日改正

地方自治法の改正（平成15年9月2日施行）により公の施設に係る管理の対象を民間事業者等にまで範囲を広げた「指定管理者制度」が導入されたことに伴い、民間の能力やノウハウを活用しつつ、市民サービスの向上や行政コストの削減等を図るために同制度の積極的な導入を図る。

I 指定管理者制度導入の検討

行政責任の確保に配慮しながら、次の判断基準に基づき各部局において指定管理者制度導入の検討を行う。その際、指定管理者導入の可否、選定方法等については、長崎市公の施設管理運営調整委員会又は都市経営会議の協議を踏まえて決定する。

指定管理者制度の導入について、次の基準により積極的な導入を図る。

- ア 市民サービスの向上が見込める。
- イ 経費削減による経済効果が見込める。
- ウ 受け手となる民間事業者が存在する。

ただし、故人の顕彰施設、施設整備や活用計画等の見直し段階である施設については、個々の状況に応じ導入の可否や時期を検討する。

II 指定管理者制度の基本的事項

1 指定管理者の選定方法

指定管理者の選定については、原則公募とする。ただし、次のいずれかの要件を満たす施設については、公募によらず特定の団体を指定することができるものとする。

また、市の外郭団体等が指定管理者となっている施設については、施設の設置経緯や地域振興に対する配慮が必要な場合又は今後のあり方の検討に時間を要する場合等は、個々の団体の状況に応じて、公募若しくは非公募の判断をするものとする。

- ア 地域コミュニティの拠点施設で、当該地域の住民若しくは住民の代表で構成される団体等に管理させる場合
- イ 地域との連携が特に求められる施設で、当該地域の住民若しくは住民の代表で構成される団体等に管理させる場合、又は当該地域の他の施設を運営する団体、事業者等が、施設間の連携を図りながら併せて管理することで、効率化や相互利用による利用者増等が見込まれる場合
- ウ 高度な専門性を要する場合
- エ 施設の構造上分割して管理することが非効率となる場合

2 業務内容の検討

指定管理者が行う管理の基準及び業務の範囲は、各施設の目的や態様等に応じて設定する。特に施設管理に併せて事業を展開する場合は、その実施の程度を精査し検討する。

また、使用許可事務及び利用料金制度についても総合的に検討する。

(1) 使用許可事務

市長は、条例の定めるところにより、指定管理者に公の施設の使用許可、使用許可の取消しなどの行政処分を行わせることができる。

(2) 利用料金制度

利用料金制度は、施設の使用料や利用料を直接、指定管理者の収入として収受させることで、指定管理者の自立的な経営努力を発揮しやすくし、また、地方公共団体及び指定管理者の会計事務の効率化をも図るため創設された制度であり、指定管理者のサービス向上等の努力によって利用者等が増加し、施設の効用をより高めることができる施設は、利用料金制度の導入を検討する。

なお、導入に際しては、想定外の利用者の減少時の対応、利用料金の収入額が指定管理者の当初提案額を超えた場合の対応、回数券を発行した場合の指定管理者の交代時の対応等に関し、募集時点から誤解のないよう募集要項に明記しておくとともに、協定書にも明記する。

(3) 施設の目的外使用

施設の目的外使用については、申請により市長が許可を行うものとする。

(4) 経費の負担

指定管理者が管理を行うために必要な経費を賄う方法は、次のいずれかの方法によるものとする。

ア すべて市からの指定管理に係る委託料で賄う。

イ すべて利用料金で賄う。

ウ 一部を市からの指定管理に係る委託料で、残りを利用料金で賄う。

(5) 指定管理に係る委託料の精算

指定管理に係る委託料については、修繕料を除き原則として精算しないものとする。

(6) 自主事業

指定管理者が行う管理業務以外の自主的な事業の実施については、あらかじめ市に申請を行ったうえで、施設の設置目的に沿うと判断される事業である場合は、自主事業として認めることができるものとする。

なお、自主事業に係る費用は、指定管理者の全額負担とし、損失等が発生した場合等の責任も、すべて指定管理者が負うものとする。

また、自主事業を行うにあたり、使用料の定めがある部分を除き（使用料の定めがある場合は減免で対応）、許可や施設使用料の納付は不要とするが、公の施設を利用して実施することから、指定管理者への一定割合のインセンティブを与えたうえで、利益の一定割合について、市への納付又は利用者還元の提案を行わせる。

(7) 業務の全部又は主要な部分の委託の禁止

指定管理者は、業務の全部又は主要な部分を第三者に委託し、又は請け負わせることはできない。

ただし、業務の一部について、あらかじめ市長の承認を得た場合は、第三者に委託できるものとする。

(8) 業務の一部の第三者委託又は修繕に係る業者選定

前号ただし書の規定により第三者に委託する場合又は修繕を発注する場合の業者は、

原則として、長崎市物品等競争入札参加者の資格審査及び選定要綱（昭和 63 年 12 月 1 日施行）第 11 条に規定する有資格者名簿（修繕にあつては長崎市建設工事等競争入札参加者の資格審査及び選定要綱（昭和 55 年 8 月 1 日施行）第 11 条に規定する有資格業者名簿を含む。）に登録されている者の中から選定する。選定にあたっては、有資格者名簿の地域区分が「市内」又は「認定市内」である者から選定するが、履行可能な業者がない、又は、履行可能な業者が限られ競争性の確保が困難な場合は、「準市内」、「市外」まで順に対象とすることができる。

(9) 消費税の適格請求書等保存方式（インボイス制度）への対応

地方公共団体が売手となり、事業者に対し消費税課税取引を行う場合、地方公共団体が適格請求書（以下「インボイス」という。）を交付しなければ、事業者は消費税の仕入税額控除を受けることができないことから、直営の施設同様、指定管理者制度を導入している公の施設についてもインボイスを交付する。

ただし、当該施設の業務が消費税課税取引に該当しない場合、当該施設の特性上利用者がインボイスを必要としない消費者、免税事業者又は簡易課税制度適用事業者のみに限られる場合その他特別の事情がある場合は、この限りでない。

ア 利用料金施設でインボイス制度への対応が必要な施設

指定管理者が利用料金を収受する場合は、指定管理者と利用者の消費税課取引となるため、指定管理者がインボイスを交付する必要があることから、インボイス制度への対応について指定管理者と調整すること。

イ 使用料等徴収事務委託導入施設でインボイス制度への対応が必要な施設

「媒介者交付特例」又は「代理交付」のいずれかの対応とするかを指定管理者と調整すること。

(ア) 媒介者交付特例

市及び指定管理者の双方が適格請求書発行事業者である場合には、指定管理者が自己の名称等を記載したインボイスを市に代わって交付すること。その際、双方でインボイスの写しの保存が必要。

(イ) 代理交付

指定管理者が適格請求書発行事業者でなくても、指定管理者が市の代理として、市の名称・登録番号を記載したインボイスを交付すること。

3 指定期間

指定期間については、制度の趣旨である利用者サービスの向上や費用対効果の向上という点に鑑み、その施設の効用を高めるために指定管理者の効果的な提案を受けることができるような有利な期間の設定が必要である。このため、指定期間の設定については、施設の設置目的や特性を総合的に勘案したうえで、適当な期間を設定する。

なお、指定期間の設定に関する基準は次のとおりとする。

- (1) 地域に密着した施設等で、利用者との調整や施設の維持管理といった業務が主となる施設については、原則 5 年とする。（ふれあいセンター、老人福祉施設、市営住宅、駐車場、社会教育施設など下記以外の施設）
- (2) 不特定多数の市民や観光客が利用するような施設で、指定管理者のアイデアやノウ

ハウ、投資等により施設の効用が高められ、更なる利用者サービスの向上や利用者の増が期待される施設については、5年以上15年以下の範囲で応募者から提案を受け、市長が定める期間とする。（出島、グラバー園、稲佐山関連施設等）

(3) 上記のほか、P F I 導入施設において運用を指定管理者とする場合には、その運営期間の範囲内とする。

Ⅲ 指定管理者制度導入の手続

1 条例改正

条例で当該施設の管理を指定管理者に行わせる旨を規定し、指定管理者の指定の手続、指定管理者が行う管理の基準及び業務範囲その他必要な事項を定める。

(1) 指定管理者の指定の手続

申請の方法や選定基準などを定める。

(2) 指定管理者が行う管理の基準

市民が当該施設を利用するに当たっての基本的な事項を定める。

（例）休館日、開館時間、利用許可の基準、利用制限の要件、個人情報の取扱い等

(3) 指定管理者が行う業務の範囲

指定管理者が行う管理の業務について具体的な範囲を規定し、使用許可及び施設の維持管理等の範囲を当該施設の目的や態様等に応じて設定する。

(4) 利用料金制

利用料金制を導入する場合は、基準額、減免の基準等を規定する。

2 指定管理者公募の手続

公募に当たっては、募集要項を作成し、広報ながさき、市ホームページ、新聞等の報道機関を活用し、広く周知を行い、十分な公募の期間を確保する。

(1) 募集要項

募集要項に規定する事項は概ね次のとおりとし、施設の性格等を勘案して設定する。

ア 指定管理者選定の目的

イ 対象施設の概要（施設の名称、規模、開館時間、休館日など）

ウ 指定管理者が行う管理の基準及び業務の範囲

エ 指定期間

オ 利用料金制の有無

カ 指定管理に係る委託料の上限額（上限額を超えて提案がなされた場合は失格とし、審査の対象から除外することを併せて記載する。）

キ 応募資格

ク 提出書類（指定申請書、事業計画書、自主事業計画書、収支予算書、自主事業予算書、定款又は寄附行為の写し及び登記簿の謄本、過去3か年の財務諸表など）

ケ 提出書類の取扱い

コ 責任分担

サ 説明会、現地見学会の有無（開催する場合は、開催日、開催場所など）

シ 選定方法（書類審査及び面接審査）、選定基準（評価項目、配点）

- ス 結果通知
- セ 応募窓口
- ソ その他市長が必要と認める事項

(2) 応募資格

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の 2 第 3 項に規定する法人その他の団体（複数の団体からなる共同事業体を含む。）で、次に掲げる全ての要件を満たす者であること。

ア 長崎市内に事業所又は事務所等（以下「事業所等」という。）を有しており、その営業年数が 3 年以上あり、当該事業所等において従業員を雇用していること。

ただし、当該施設の公募において応募がなかった場合においては、営業年数が 3 年未満であっても要件を満たすものとする。

イ 同一公募に参加しようとする者との間に資本関係又は人的関係がないこと（資本関係又は人的関係がある者同士が同一の共同事業体の構成員である場合を除く。）。

詳細については、別紙「資本・人的関係について」のとおりとする。

ウ 3 年以上の実績を有する（過去 3 か年分の財務諸表を提出できる）団体であること。

エ 長崎市税、長崎県税（法人事業税・法人県民税）、法人税、消費税及び地方消費税を滞納していないこと。

オ 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定により一般競争入札の参加を制限される者でないこと。

カ 会社法（平成 17 年法律第 86 号）第 475 条若しくは第 644 条の規定に基づく清算の開始又は破産法（平成 16 年法律第 75 号）第 18 条若しくは第 19 条の規定に基づく破産手続開始の申立てがなされていないこと。

キ 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）第 17 条の規定に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）第 21 条の規定に基づく再生手続開始の申立てがあつた者（更生計画の認可が決定された者又は再生計画の認可の決定が確定された者を除く。）でないこと。

ク 地方自治法第 244 条の 2 第 11 項の規定により指定を取り消され、その取消しの日から 5 年を経過しない者でないこと。

ケ 長崎市指定管理者暴力団対策要綱（平成 17 年 12 月 21 日施行）第 3 条の規定により、代表者等が暴力団関係者、暴力団関係者を使用、暴力団関係者に対して金銭、物品その他の財産上の利益を供与、暴力団関係者と密接な交際等を有している団体に該当しないこと。

コ 長崎市競争入札参加資格者指名停止措置要領（平成 7 年 11 月 7 日施行）又は長崎市各種契約等における暴力団等の排除措置に関する要綱（平成 24 年 2 月 20 日施行）の規定による指名停止措置の期間中でないこと。

サ 労働保険（雇用保険・労災保険）及び社会保険（健康保険・厚生年金保険）に加入していること（加入義務がない場合を除く。）。

シ 給与所得者に係る個人住民税の特別徴収を実施していること。

ス 長崎市における指定管理者の指定の手續において、その公正な手續を妨げた者又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合した者でないこ

と。

セ 当該指定管理者の選定を行う選定委員が、応募しようとする団体の経営又は運営に直接関与していないこと。

ソ インボイス制度における適格請求書発行事業者として登録を受けた団体であること。ただし、当該施設の業務が消費税課税取引に該当しない場合、当該施設の特性上利用者がインボイスを必要としない消費者、免税事業者又は簡易課税制度適用事業者のみに限られることが明確な場合その他事情がある場合は、この限りでない。

タ その他必要な資格等を満たす者であること。

(3) 参加に関する条件

ア 同一公募に対する申請は、1団体あたり単独又は共同事業体構成員のいずれか1申請のみとし、重複して申請することはできない。

イ 中小企業等協同組合法(昭和24年法律第181号)に基づく中小企業等協同組合(以下「協同組合」という。)は、申請時に当該指定管理業務を担当する組合員(上記(2)の条件を満たす者に限る。)を定めること。

(4) 共同事業体に関する条件

ア 共同事業体を構成する団体(以下「構成員」という。)のいずれもが、上記(2)の条件を全て満たすこと。

イ 各構成員間の協定により、構成員を代表する団体(以下「代表構成員」という。)及び各構成員の責任分担を明確に定めること。

ウ 指定申請書提出後の代表構成員及び構成員の変更は原則として認めない。

エ 協同組合及び中小企業団体の組織に関する法律(昭和32年法律第185号)に基づく協業組合は、共同事業体の構成員になることはできない。

(5) 応募の制限

1 団体が指定期間を重複して指定を受けることができる長崎市の指定件数は6件までとし、これを超えて指定を受けようとする応募はできない

複数の施設を一つにまとめて公募する場合については、当該複数の施設の指定を1件とみなす。

共同事業体の構成員として指定を受ける場合については、各構成員はそれぞれ1件の指定を受けたものとみなす。

また、完全利用料金制の施設のみに係る指定については、1団体につき1件までとする。

(6) 公募の期間

十分な情報を提供するため及び事業者が事業計画書等を作成する期間等を考慮し、原則3か月とするが、施設の規模、性格等に応じ期間を変更することができるものとする。

また、必要に応じ公募の趣旨、目的、業務の内容や申請方法について説明会を開催する。

IV 指定管理者の選定

1 指定管理者の候補者の選定審査会の設置

指定管理者の選定に当たっては、公正かつ適正な審査を行うため、部局ごとに「指定

管理者の候補者の選定審査会」(以下「審査会」という。)を設置する。

審査会の委員は、学識経験者、団体の財務状況を判断できる専門家(会計士、税理士、中小企業診断士等)その他施設利用者代表等の外部の者5人以内(複数の公の施設を一体的に管理する指定管理者の候補者の選定にあつては8人以内)で構成する。

なお、審査会における委員名については事前公表とし、選定結果については、選定後に長崎市情報公開条例(平成13年長崎市条例第28号)第23条の規定により公表するものとする。

また、各委員の採点結果及び当該採点を行った委員名について、長崎市情報公開条例第7条の規定により、公開するものとする。

2 指定管理者の選定方法

選定に当たっては、技術点と価格点の合計で評価を行う総合評価方式とし、技術点の低い事業者が価格点の圧倒的な優位により採用される可能性を排除するため、失格基準を設定し、技術点が一定水準以上ある者の中で、合計点が最も高いものを選定するものとする。

3 指定管理者の選定基準の設定

審査会の事務局は、施設の特性に応じて、評価項目、配点、具体的な評価のポイント、失格基準、事務局採点の内容等、指定管理者の選定基準をあらかじめ設定し、客観的な評価を行えるよう努めるものとする。

また、評価項目の目的に応じ、適切に評価できる提出資料を設定するなど、平等で客観的な評価ができるよう留意すること。

※当該基準は指定管理者の選定基準であるため、その他の審査に適用する場合は当該事業の目的や特性に応じて適切な見直しを行ったうえで準用すること。

4 選定後の手続

選定結果については、採択、不採択にかかわらず、指定管理者選定結果通知書(様式1-1、1-2)により申請団体に通知するとともに、市ホームページにおいて、申請者名、順位、点数等を記載した報告書を公表する。

なお、指定管理者候補団体に決定した団体からは、速やかに指定管理者候補団体承諾書(様式2)の提出を求めることとする。

5 公募によらない場合の手続

公募によらない場合においては、予定団体から指定申請書、事業計画書(自主事業計画、収支計画等を含む。)その他必要と認める書類の提出を求め、内容を精査することとする。

V 指定管理者の指定

指定管理者の指定は議会の議決事項であり、指定議案には、「公の施設の名称」「指定管理者となる団体の名称」「指定期間」等の事項を記載する。

VI 指定後の手続

1 予算措置

指定期間全体に必要な行政側の最大負担額を債務負担行為で設定することにより、指定管理者による指定期間内の安定的な管理を確保するとともに、行政側の負担の範囲を明確にする。

2 協定の締結

指定管理者が公の施設の管理を行う権限自体は、条例に基づく「指定」という行政処分によって生じるものであるが、管理業務上詳細な事項については、協定に定めるものとする。

標準的な協定書の内容は、概ね次のとおりとし、指定期間全体にかかる包括的な協定を締結することとするが、単年度ごとに実施する内容を具体的に協定で定める必要がある場合は、包括的な協定と単年度協定（年度協定書）を締結することも可能とする。

また、協定書については、指定議案の議決後、速やかに締結するものとする。

【基本的事項例】

- (1) 施設の概要（施設の名称、規模、開館時間、休館日など）
- (2) 指定管理者が行う管理の基準及び業務の範囲
- (3) 指定期間
- (4) 事業計画及び管理経費に関する事項
- (5) 利用料金に関する事項
- (6) 個人情報保護に関する事項
- (7) 情報公開に関する事項
- (8) 指定の取消し及び管理業務の停止に関する事項
- (9) 業務不履行時等における違約金に関する事項
- (10) 事故及び損害の賠償に関する事項
- (11) 事故報告に関する事項
- (12) 事業報告書の作成及び業務報告に関する事項
- (13) 指定管理委託料に関する事項
- (14) その他市長が必要と認める事項 など

VII モニタリング

各部局は、指定管理者が、公の施設の設置目的を理解し、適正な管理運営・良好なサービスの提供を行っているかを監視・監督し、次年度以降の業務内容等に反映させるためにモニタリングを実施する。

1 実施方法

(1) 事業報告書の提出

指定管理者は、管理業務の実施状況、利用状況、収支状況などを記載した事業報告書を作成し、毎年度終了後、協定書に定める期日までに市に提出する。

【事業報告書記載事項例】

- ① 事前に提出された事業計画書との整合
 - ② 管理業務の実施状況に関する事項
 - ③ 施設の利用状況に関する事項
 - ④ 使用料及び利用料金の収入実績及び管理経費等の収支状況等
 - ⑤ その他管理の実態を把握するために必要な事項
- (2) 利用者アンケートの実施
- 施設の管理運営やサービスについて、利用者の反応を検証するため、指定管理者は、協定書に基づき、利用者アンケートを実施する。
- また、所管課においても、利用者の声が直接行政に届くよう、独自のアンケートを実施する。
- (3) 所管課によるモニタリング
- 施設の所管課において、「指定管理者モニタリングチェックリスト（様式 3-1、3-2）」を参考に、どのような点に留意しチェックすべきかを整理する。
- 様式 3-1 については、年次ごとに事業報告書の提出に合わせ総合的なチェックを行う。様式 3-2 は現場用のチェックリストとして活用する。
- 適宜、現地調査（年複数回）、聞き取り調査、各種報告書の提出、協議会の実施等によりモニタリングを行うものとする。
- (4) 指定管理者による事業報告及び自己評価
- 指定管理者は、日常業務、定期的に行う清掃、機器点検等のほか、利用状況や料金の収納状況等について、日報や月報等の記録を作成し、事業計画との整合が取れているか等の自己評価をすること。その際、事業計画との乖離がある場合は、早期に原因究明を行い、対策を講じるものとする。
- これらの記録を基に、年度終了時に、事業報告書を作成し、指定された期日までに市へ提出するものとする。
- (5) その他
- 必要に応じ、指定管理者に業務の実施状況、経理の状況等について報告を求め、所管課との意見交換会を開催するなど、公の施設の管理運営状況の把握に努めることとする。
- また、事故等が生じた場合は、遅滞なくその状況を報告させることとする。

2 モニタリング結果に基づく措置

- (1) 「指定管理者制度導入施設におけるモニタリング状況報告書」の作成
- 施設の所管課は、前述の方法に基づき調査した施設の管理運営状況に関する「指定管理者制度導入施設におけるモニタリング状況報告書(様式 4)」を毎年度 5 月中旬頃までに作成する。
- (2) モニタリング結果の公表
- モニタリングの結果については、公平性・透明性を確保するため、指定管理者制度導入施設におけるモニタリング状況報告書を、市ホームページに掲載する。
- また、施設の運営に関する附属機関等を設置している場合は、適宜、報告を行い、意見を聴取する。
- 総括的な報告を長崎市行政改革審議会（長崎市附属機関に関する条例（昭和 28 年長崎

市条例第42号)第1条に規定するものをいう。)を行うものとする。

(3) 指定管理者への指導

所管課は、モニタリングの結果を精査して管理状況を把握するとともに、必要に応じて指定管理者に対し、改善措置を講じるよう指示を行い、それでも改善が見られない場合は、その指定を取り消し、又は期間を定めて管理の業務の全部又は一部の停止を求めらるものとする。

附 則(平成16年12月7日決裁)

この指針は、平成16年12月7日から施行する。

附 則(平成19年4月12日決裁)

この指針は、平成19年4月12日から施行する。

附 則(平成21年5月29日決裁)

この指針は、平成21年5月29日から施行する。

附 則(平成23年4月12日決裁)

この指針は、平成23年4月12日から施行する。

附 則(平成23年10月5日決裁)

この指針は、平成23年10月5日から施行する。

附 則(平成28年6月7日決裁)

この指針は、平成28年6月13日から施行する。

附 則(令和元年7月31日決裁)

この指針は、令和元年7月31日から施行する。

附 則(令和元年10月4日決裁)

この指針は、令和元年10月4日から施行する。

附 則(令和2年8月11日決裁)

この指針は、令和2年8月11日から施行する。

附 則(令和3年2月10日決裁)

この指針は、令和3年2月10日から施行する。

附 則(令和3年8月17日決裁)

この指針は、令和3年8月17日から施行する。

附 則(令和3年12月15日決裁)

この指針は、令和3年12月15日から施行する。

附 則(令和5年8月30日決裁)

この指針は、令和5年8月30日から施行する。

資本・人的関係について

「長崎市公の施設の指定管理者制度に関する指針」における「資本関係又は人的関係がある者」は、次のいずれかの関係に該当するものをいう。

1 資本関係

- (1) 子会社等（会社法（平成17年法律第86号）第2条第3号の2に規定する子会社等をいう。以下同じ。）と親会社等（同条第4号の2に規定する親会社等をいう。以下同じ。）の関係にある場合
- (2) 親会社等を同じくする子会社等同士の関係にある場合

2 人的関係

- (1) 一方の会社等の役員（会社法施行規則第2条第3項第3号に規定する役員のうち、次に掲げる者をいう。以下同じ。）が、他方の会社等の役員を現に兼ねている場合（会社等（会社法施行規則（平成18年法務省令第12号）第2条第3項第2号に規定する会社等をいう。）の一方が民事再生法（平成11年法律第225号）第2条第4号に規定する再生手続が存続中の会社等又は更生会社（会社更生法（平成14年法律第154号）第2条第7項に規定する更生会社をいう。）である場合を除く。）

ア 株式会社（特例有限会社を含む。）の取締役。ただし、次に掲げる者を除く。

- (ア) 会社法第2条第11号の2に規定する監査等委員会設置会社における監査等委員である取締役
- (イ) 会社法第2条第12号に規定する指名委員会等設置会社における取締役
- (ウ) 会社法第2条第15号に規定する社外取締役
- (エ) 会社法第348条第1項に規定する定款に別段の定めがある場合により業務を執行しないこととされている取締役

イ 会社法第402条に規定する指名委員会等設置会社の執行役

ウ 会社法第575条第1項に規定する持分会社（合名会社、合資会社又は合同会社をいう。）の社員（同法第590条第1項に規定する定款に別段の定めがある場合により業務を執行しないこととされている社員を除く。）

エ 組合の理事

オ その他業務を執行する者であって、アからエまでに掲げる者に準ずる者

- (2) 一方の会社等の役員が、他方の会社等の民事再生法第64条第2項又は会社更生法第67条第1項の規定の規定により選任された管財人（以下「管財人」という。）を現に兼ねている場合
- (3) 一方の会社等の管財人が、他方の会社等の管財人を現に兼ねている場合

3 その他の競争の適正さが阻害されると認められる関係

- (1) 複数の法人又は個人により構成される組合等とその構成員の関係にある場合
- (2) 一方の会社等の代表権を有する者が、他方の会社等の役員と夫婦、親子又は兄弟姉妹の関係にあつて、その者の住所地が同一の場合
- (3) 一方の共同事業体の構成員と他方の共同事業体の構成員に資本関係又は人的関係等がある場合
- (4) その他1又は2と同視しうると認められる関係にある場合